

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

- 大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件 四四
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 四四五
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件 四四五
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件三件 四四五
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 四四六
- 福 島 県 公 安 委 員 会
- 道路交通法による指定講習機関として指定した件の一部を改正する件 四四六
- 道路交通法により運転免許取得者教育の認定をした件の一部を改正する件 四四六

告 示

福島県告示第四百八十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を平成二十二年七月十三日から同年十一月十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び富岡町産業振興課地域振興係に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年七月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - ケーズデンキ富岡店 福島県双葉郡富岡町大字本岡字新夜ノ森二百四十四番二ほか
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 1 大規模小売店舗を設置する者

名称 株式会社デンコードー

代表者の氏名 代表取締役 井上 元延

住所 宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目七番十号

大規模小売店舗において小売業を行う者

名称 株式会社デンコードー

代表者の氏名 代表取締役 井上 元延

住所 宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目七番十号

大規模小売店舗の新設をする日

平成二十三年二月二十五日

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二千二百二平方メートル

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 収容台数 九十九台

2 駐輪場の位置及び収容台数

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 収容台数 四十三台

3 荷さばき施設の位置及び面積

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 面積 八十二平方メートル

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 容量 三十一立方メートル

六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(一) 開店時刻 午前十時

(二) 閉店時刻 午後九時三十分

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後十時まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(一) 数 二か所

(二) 位置 別紙図面のとおり

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時まで

七 届出年月日

平成二十二年六月二十四日

(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百八十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十二年七月十三日から同年八月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市商工観光部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十二年七月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
中町再開発ビル 福島県郡山市中町七番地ほか
- 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要
意見なし。

（商業まちづくり課）

公 告

公告第二百七十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十二年七月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年七月二日
- 二 名称
特定非営利活動法人いわき市民マラソンを支援する会
- 三 代表者の氏名
大友 茂
- 四 主たる事務所の所在地
福島県いわき市自由ヶ丘六十三番の二
- 五 定款に記載された目的
この法人は、地域社会に対して、いわき市民マラソン支援事業、情報発信事業、まちづくりに関する学習活動事業、中山間地域の観光調査・研究事業を行い、地域スポーツ振興及び地域の発展に寄与する事を目的とする。

（文化振興課）

公告第二百七十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非

営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十二年七月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年七月一日
- 二 名称
特定非営利活動法人福島県療術学園
- 三 代表者の氏名
添野 光枝
- 四 主たる事務所の所在地
福島県郡山市島一丁目七番二号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、国民に対して古来より伝承されている民間療法の知識と実践的な利用法の教育啓発に関する事業及び子供や高齢者を持つ家庭、介護を要する家族を抱える人々への支援活動に関する事業を行い、地域社会での自立的な社会参加に寄与することを目的とする。

（文化振興課）

公告第二百七十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十二年七月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年七月二日
- 二 名称
特定非営利活動法人つくしの里福祉会
- 三 代表者の氏名
遠藤 稔
- 四 主たる事務所の所在地
福島県福島市松川町字脇原三十二番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障がい者の自立と社会参加、及び生きがい作りに関する事業を行い、障がい者の社会参加の促進と、地域との親交を通じ、地域の障がい者への理解や偏見や差別を是正することを目的とする。

（文化振興課）

公告第二百七十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非

営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十二年七月十三日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年七月五日
- 二 名称
特定非営利活動法人福島県NPO経理事務所
- 三 代表者の氏名
吉田 邦雄
- 四 主たる事務所の所在地
福島県福島市岡部字当木百八番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、NPO法人及び各団体の経理実務処理支援を行い、適切な運営と活動に関する助言又は援助の活動を行うとともに障害者自立支援法に基づき実務経験を基にその適正と能力に応じた経理担当者養成による就労支援を行い、生まれてきた喜び、役に立つ嬉しさを感じ、その人らしい自立した生活が送れるよう地域福祉に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第二百七十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十二年七月十三日

福島県知事 佐藤 雄平

土地改良区の名称
磐梯西部土地改良区

退任した役員

役別 氏名

住所

理事	加藤 喜市郎	耶麻郡磐梯町大字赤枝字宮在家一九三番地
同	伊賀 次男	同 町大字大谷字北原三九三六番地
同	小林 嘉信	同 町大字大谷字落合四二〇二番地
同	佐藤 仁	同 町大字大谷字入倉六一六二番地
同	田中 直江	同 町大字大谷字入倉六一二〇番地
同	東田 英二	同 町大字大谷字立脇一七番地の一
同	鈴木 義則	同 町大字大谷字宮東五八五番地の一
同	田部 忠一	同 町大字大谷字村上二五三三番地
同	佐藤 久夫	同 町大字大谷字落合四二一七番地
同	加藤 新一	同 町大字赤枝字赤枝三二番地
同	穴澤 義継	同 町大字赤枝字村前二六二番地

監事	柏田 忠次	同 町大字大谷字落合四一七九番地
同	田部 正一	同 町大字大谷字村上二五五八番地の二
同	田中 登美男	同 町大字赤枝字赤枝三五番地

就任した役員

住所

理事	加藤 喜市郎	耶麻郡磐梯町大字赤枝字宮在家一九三番地
同	小林 嘉信	同 町大字大谷字落合四二〇二番地
同	鈴木 一三	同 町大字大谷字北原三九三四番地
同	鈴木 吉光	同 町大字大谷字立脇二番地
同	田中 直江	同 町大字大谷字入倉六一二〇番地
同	田中 清	同 町大字大谷字入倉六一一四番地
同	五十嵐 春彦	同 町大字大谷字上屋敷六八番地
同	田部 忠一	同 町大字大谷字村上二五三三番地
同	佐藤 久夫	同 町大字大谷字落合四二一七番地
同	加藤 新一	同 町大字赤枝字赤枝三二番地
同	穴澤 義継	同 町大字赤枝字村前二六二番地
同	田中 登美男	同 町大字赤枝字赤枝三五番地
同	遠藤 康治	同 町大字大谷字上屋敷八五番地
同	永澤 浩	同 町大字大谷字入倉六一一〇番地

(農村計画課)

福島県公安委員会

福島県公安委員会告示第38号

道路交通法による指定講習機関として指定した件（平成22年福島県公安委員会告示第29号）の一部を次のように改正する。

平成22年7月13日

1の表山の項中「石川郡石川町字屋敷の入72番地」を「石川郡石川町字屋敷ノ入72番地」に、「矢内 芳夫」を「矢内 清史」に改める。

(運転免許課)

福島県公安委員会告示第39号

道路交通法により運転免許取得者教育の認定をした件（平成12年福島県公安委員会告示第35号）の一部を次のように改正する。

平成22年7月13日

1の表株式会社石川自動車教習所の項代表者の氏名の欄中「矢内 芳夫」を「矢内 芳 淳」

福島県公安委員会委員長 高瀬 淳

内 清 史」に改める。

(運転免許課)